

## 議案第 81 号

取手市立福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成 17 年条例第 108 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 28 年 11 月 29 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

### 提案理由

取手市手数料，使用料における受益者負担のあり方に関する基本方針に基づき，公平性・公益性の確保の観点から，取手市立福祉会館の使用料の額を見直すため，本条例の一部を改正するものです。

取手市立福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市立福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第108号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第8条，第15条関係）

施設使用料

（単位 円）

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
いこいの家	大広間	840	1,120	840	2,800
	談話室	—	—	—	—
	休憩室	—	—	—	—
レクリエーション室		1,800	2,400	2,400	6,600
鶴の間		690	920	690	2,300
亀の間		400	500	430	1,330
配膳室		200	300	400	900
料理実習室		800	900	800	2,500
小ホール		1,340	1,790	1,340	4,470
会議室（A）		700	940	700	2,340
会議室（B1・B2・C）		690	920	690	2,300
会議室（D）		1,790	2,380	1,790	5,960
会議室（E）		760	1,000	760	2,520
講座室（A・B）		1,610	2,150	1,700	5,460
講座室（C）		1,520	2,030	1,600	5,150
ステージ		820	1,090	820	2,730
和室（A・B）		760	1,020	760	2,540
工芸室		800	1,000	820	2,620

備考

- 1 使用目的が営業，事業等に係るものであるときは，規定使用料の100分の50を増徴する。
- 2 入場料その他会員券及び整理券並びにこれに類する券の対価としての料金を徴収して使用する場合は，規定使用料の100分の100を増徴する。
- 3 営利宣伝，販売その他これに類する行為を目的とした展示場として使用する場合は，規定使用料の100分の200を増徴する。
- 4 納付すべき使用料の額に10円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てる。

別表第2（第8条，第15条関係）

施設使用料（社会福祉団体及び社会教育団体）

（単位 円）

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
いこいの家	大広間	300	400	480	1,180
	談話室	—	—	—	—
	休憩室	—	—	—	—
レクリエーション室		900	1,200	1,080	3,180
鶴の間		300	400	480	1,180
亀の間		300	400	430	1,130
配膳室		180	250	240	670
料理実習室		360	480	540	1,380
小ホール		600	800	780	2,180
会議室（A・B1・B2・C・E）		300	400	480	1,180
会議室（D）		600	800	780	2,180
講座室（A・B・C）		600	800	780	2,180
ステージ		300	400	480	1,180
和室（A・B）		300	400	480	1,180
工芸室		300	400	480	1,180

備考 第5条第1項及び第2項の規定により1時間を単位として利用する場合における使用料の額は、午前、午後及び夜間の区分ごとの時間に対する利用時間の割合により算出する。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の取手市立福社会館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の申請に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。